

いじめ対応について（補足）

方県小学校いじめ防止基本方針を受け、補足としてより具体的な構えと対応を以下に示します。

いじめ指導 4つの基本

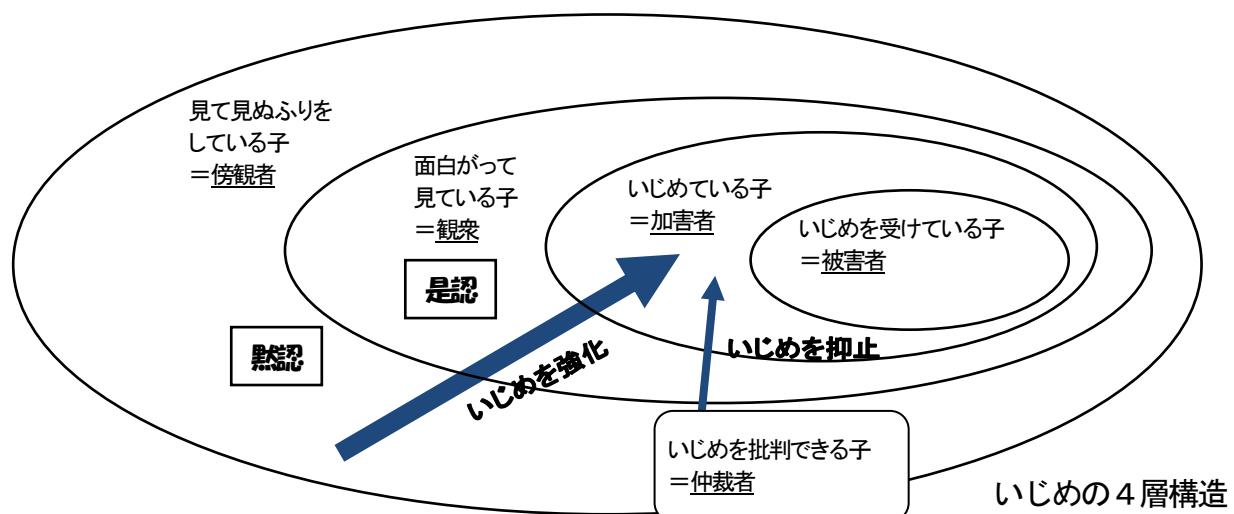
- 未然防止
- 早期発見・即時対応
- 家庭・関係機関との連携
- 事後の継続指導

1. いじめについての共通理解

いじめの四層構造

いじめに遭っている子から見れば、周りではやしたてる子もみて見ぬふりをする子も「いじめている人」に見え、周りの是認・黙認がいじめを強化すると考えられます。しかし、是認・黙認する子がいなければ、いじめは弱体化するとも考えられます。その構造を共通理解しておく必要があると思われます。

いじめが起こりにくい集団、起こっても長引かない集団には、「いじめを批判できる子」が存在します。この層をいかに育てていくかが、いじめ解決のポイントとなります。この層はたいてい傍観者の中から現れるので、いじめ指導では傍観者まで含めた集団全体への指導が欠かせないと考えていきます。



被害者保護の鉄則と法的認識

- (1) いじめてよい理由、いじめられてもしかたないという理由は一切ない、認めない。
- (2) いじめ被害を訴えている子と保護者に対し、いじめがあるという認識のもとで受容的に接する。
- (3) いじめに遭っている子どもを守り抜く。

【いじめと犯罪】（刑法）

いじめは、時に犯罪として扱われる可能性がある。（いじめ = 即：犯罪ではない）

- ・暴行罪
- ・傷害罪
- ・脅迫罪
- ・恐喝罪
- ・侮辱罪
- ・名誉毀損罪 等

【学校の安全配慮義務】（民法）

学校には、いじめに対してとるべき安全配慮義務がある。怠れば義務違反に問われることがある。

- ・一般注意義務
- ・安全確保義務
- ・いじめの予見義務
- ・いじめの防止措置義務
- ・いじめの本質を理解する義務
- ・いじめの全容解明努力義務 等

「ふざけ」と「いじめ」の区別

子ども同士の関わりを見ていると、「ふざけ」なのか、「いじめ」なのか、識別が難しく判断に迷うことが多いので、両者の違いのとらえ方を共通認識しておく必要があります。「いじめ」の訴えを待つだけでなく、一見何気ない日常の様子の中に「おや、おかしいぞ」といじめの存在を疑う、敏感なアンテナを持つことが大切です。

「ふざけ」の様態

- ①力関係が対等で、やったりやられたりの立場が交代する。
- ②どちらも傷つけない、もし傷ついたらやめるという暗黙の了解や適度な距離感がある。
- ③一緒に笑うつもりがあり、どちらもが楽しい。

「いじめ」の様態

- ①力関係が対等ではなく、いずれか一方ばかりがやられ、交代しない。
- ②相手が傷ついているかどうかは意に介さない。或いは意図的に傷つけたり貶めたりする。
- ③相手と笑っているのではなく、相手を笑っている。

いじめの段階

客観的ないじめの度合いが軽いからと言って、いじめに遭っている本人にとってのダメージが小さいと決めつけことはできません。しかし段階が進むほどダメージが大きくなることは間違ありません。従って、目安としてのいじめが進行する段階について、共通認識しておく必要があります。

例え1段階であっても、管理職に報告し学校組織で情報共有し対応を協議します。2段階以上に進んでいる場合は、担任のみで解決することは困難であり、即時に学年や、学年を越えたチームで組織的かつ具体的な動きを作る。

段階		いじめの内容や被害者の状態 例
1	↑ 軽 ↓ 重	机を離される 無視される 誘われない 睨まれる 体の特徴をからかわれる いつもきつく注意される 発言に対し咳払いや冷やかしがある
2		物が隠される 机椅子や下足箱が乱される その子が着た白衣を次の子が着ない 「帰れ」「死ね」「キモイ」などと言われる 傷つくような落書きをされる
3		小突かれたり突き飛ばされたりする 作品が壊される 物を投げられる 衣服が汚される 言いたくないことを言わされる 他学級の子からもいじめられる
4		殴る・蹴るなどの明らかな暴力を受ける トイレに手を突っ込まれる 給食に異物を入れられる ネット上で攻撃される 危険なことをやらされる
5		服を脱がせられる 髪を切られる 金品をたかられる 万引を強要される 性的暴力を受ける 本人以外の家族が中傷される

2. 初期対応と継続指導

その日のうちにここまでやる

いじめが疑われる場合は、校長の指導のもと、その日のうちに以下の対応をとり、日延べはしないようにします。初動体制は、担任といじめ対策監、生徒指導主事が打ち合わせ、必ず校長・教頭に即時、報告・相談します。

(1) いじめに遭っている児童と話す

- ・ 初期の聴き取りは朝の会、中休み、給食準備中等を使い、遅くとも昼休みまでに行う。
- ・ 授業中の聴き取りは原則避けるが、場合により実施する。迷う場合は校長・教頭の指示を受ける。
- ・ 聽き取りにかかる教員の学級や仕事を、7年生、同フロアにある他学年の教員がフォローする。
- ・ 子どもの話が被害妄想的だったり、神経質すぎる可能性があると見受けられても、丁寧に耳を傾ける。

【聴き取りのポイント】

- いじめ行為をする相手は誰なのか、グループ化しているのか
- どんな時、どんな場所でいじめ行為があるのか
- どのくらいの頻度で、どのようなことが行われているのか
- いじめ行為を受けたときにどんな振る舞いをしてきているのか
- いじめに遭っていることを知っている友達はいるのか 保護者は知っているのか

(2) いじめを行っている児童と話す

- ・ 昼休み以降に、いじめていると思われる子への聴き取りを行う。この際、授業中に呼び出すこともあり得る。
- ・ いじめと最初から決めつけず、そこに至る背景に配慮しながら、事実を話させる。
- ・ いじめている子が複数の場合は、同じ時間内に、複数の職員が別々に（複数で）聴き取りをする。この際の体制は学年部長、生徒指導主事、教頭が協議して決める。
- ・ 複数に聴き取りをした場合、時間を合わせて内容を突き合わせ、矛盾点があれば再度聴き取りを行い、事実関係を明らかにする。二度目以降の聴き取りは、翌日になってもよいので慎重かつ丁寧に行う。

(3) いじめている児童の保護者と話す

保護者に知られることへの複雑な思いを汲みつつ、その日のうちに複数で家庭訪問等の連絡を行う。

【話のポイント】

- いじめの疑いがあり、話を聞かせてもらったということを説明する。
- 現時点で把握できている事実関係を伝える。
- 保護者しか知らない情報があれば、教えてもらう。また、今後、解決までの協力をお願いする。

まず先に加害者側
に一報を入れる！

(4) いじめに遭っている児童の保護者と話す

その日のうちに担任（状況によっては管理職も付き添い）が家庭訪問または電話で伝える。

【話のポイント】

- 現時点で把握できている事実関係を伝え、今日行った対応について説明する。
- よく話を聞き、保護者が何を望んでいるのかを理解する。
- いかなる理由をもってもいじめを正当化しないという学校の姿勢をはっきりと伝え、「いじめに遭っているお子さんを必ず守る」と約束する。
- 翌日についての具体策（緊急避難、見守り体制等）を伝える。
- 保護者しか知らない情報があれば教えてもらう。また、今後解決までの協力をお願いする。

翌日以降の動き

【短期的目標】

いじめストップ 安心・安全を確保

【中・長期的目標】

被害児童の心のケアと加害児童の関係修復

いじめは命にかかわることもあるという認識に立ち、いじめが発覚したら、まずいじめ行為自体をストップさせることを最優先とする対策を考えます。このような対処療法的な対策が、いじめの根本的な解消につながるとは言えないが、被害児童の安心・安全を確保する上で、行為を即座にストップさせることは極めて重要なことです。

(1) いじめについての情報収集

- ・ いじめの様子を見たり聞いたりして知っている児童に対する聴き取りをする。
- ・ 必要に応じ本件に特化したいじめアンケートを実施する。
- ・ 本年度以前の学年の職員への聴き取りをする。

(2) 加害者への指導、謝罪の会

- ・ いじめの全体像を整理する。
- ・ 直接的ないじめ行為を行った子に事実を認めさせ、反省を迫る。
- ・ 謝罪の会をもち、いじめている子に謝罪をさせ、二度としないことを約束させる。

*普通は親も謝罪する。しなければ丁寧に説明を繰り返し促す。

(3) 見守り体制づくり

- ・ いじめ対策監、生徒指導主事を中心に情報交流を行い、いじめの具体を整理する。
- ・ 学級への介入の方法、いつ、どこで、だれがつかを決める。
- ・ 毎日下校前に、担任・管理職からいじめに遭っている子への声掛けをかかさず行う。

今日はどうだった?
嫌なことなかった?

(4) 緊急避難的な対応～必要に応じて

- ・ 席替え、班替えを行う。
- ・ 別室登校（相談室、保健室等）をすすめる。
- ・ 登下校時の保護者の送迎をお願いする。

(5) 保護者との連絡の継続

- ・ 状況が落ち着くまでは、家庭訪問や電話により、毎日連絡を取り合う。
- ・ ある程度落ち着いてからも、定期的に（週1回程度）連絡を取り合う。

(6) いじめに遭った児童、いじめ指導を受けた児童のケア

- ・ 本人の状態に応じて、スクールカウンセラーとの面談をすすめる。
- ・ いじめが原因による学習の遅滞が認められるときは、補習等のフォローを行う。

(7) 行為をストップできない場合の対処

- ・ このままでは教室と一緒に過ごすことができなくなる旨を本人と保護者に伝え、改善を迫る。
- ・ 指導が入らずいじめ行為が止められない児童を、集団から離し、別室で学習させる。
- ・ 保護者と相談、了解の上、いじめ行為が止められない児童の登校をしばらく見合わせる。
- ・ 学校教育法49条（35条読み替え）による出席停止の措置について、市教委の指示を仰ぐ
- ・ いじめに遭っている児童の保護者の申し出があれば、転校等についての相談を行う。

(8) 関係機関との連携（市教委、警察 他）

- ・ 改善が見られない場合、市教委、教育事務所に現状を報告し、指導を受ける。
- ・ 必要に応じて児童相談所、警察との連携を図る。

3. 再発防止の取組

いじめを根本的に解消するためには、いじめが起こりにくい集団の土壌を作っていくかなければなりません。そのためには、まず第一に、常日頃から職員の鋭敏な感性を磨くとともに、児童による主体的な自浄作用が生まれてくるような働きかけを積極的に続けていく必要があります。

(1) 集団の状況をつかむ

- 定期的ないじめアンケートの実施・・・・・・年4回
- 定期的な集団チェックの実施・・・・・・・・『みつめる～心のアンケート～』年3回
- 教育相談アンケートや教育相談日の設定・・・・毎週木曜日

(2) 見守り体制の継続

- いじめにあった児童に対する、状況の変化に応じた見守り体制づくり
- いじめ事案についての全職員の共通理解・・・誰もがわかつて対応 ※週1回の情報共有の場を活かす。
- 些細と思えることでも報告、連絡、相談（ホウ・レン・ソウ）の徹底
- 当該児童の所属する学級の全児童を対象に、全体への指導終了後も再指導・再面談を実施する。

(3) 集団全体への指導

- いじめ事案について直接語り合う学活等の実施
- 人権教育的視点をもった教科の授業の実践 特に聞き方・話し方
- いじめを考える月間の設定と、いじめや人権問題をとりあげた道徳の時間の実践
- 互いを尊重し合う好ましい言語環境の構築 ※ふわふわ言葉で話そう！を重点目標として位置付ける。

(4) 児童会や学級組織を活かした温かい仲間関係づくり

- 仲間との関わりを意識した児童会の取組
- ふわふわことばの取組 ※年に2回の重点的な活動を位置付ける。
- よいことみつけの取組 ※わずかに見えてても素晴らしいと思えるような良さを見つけ出す。
- あいさつ運動の充実 ※子どもたち自身に「どのようなあいさつが相手を尊重していくか」を考えさせる。
- いじめゼロの標語ポスターの作成

(5) 保護者への協力依頼や啓発

- 学校の取り組みやアンケートの集計などの紹介
- 「家庭で子どもと一緒にいじめアンケートに記入する」関心の高い家庭環境づくりと保護者への啓発をする。
- 家庭用のいじめチェックシートを作成・配付

(6) 要援助児童のサポート

- 小さな努力、改善点に目を向けた、肯定的な接し方の工夫 ※保護者も子どもも「大切にされている実感」
- 学業不振の児童に対する学習支援 ※どの子もが「自分に応じた支援をしてもらっているという実感」
- 怠学傾向にある児童やその保護者の支援 ※「○○先生が言うなら頑張れるという実感」

児童に示す5つの宣言

- 先生たちは、価値あることにがんばっている子を、みんなで応援するよ。
- 先生たちは、がんばっている子の足を引っ張ることには、厳しく注意するよ。
- 困ったことや悩んでいることがあったら、一番相談しやすい先生や家族、大人に相談してね。
- 困っている仲間や悩んでいる仲間がいたら、一番相談しやすい先生や家族、大人に教えてね。
- 先生たちは、相談されたり教えてもらったりしたら、解決のために一生懸命動くよ。

※パネルにして校内数か所に掲示する